◇**関税定率法等の一部を改正する法律**（法律第七号）（財務省）

1　特恵関税制度の改正

㈠　平成二三年三月三一日に適用期限が到来する特恵関税制度について、その適用期限を一〇年延長することとした。（関税暫定措置法第八条の二関係）

㈡　特定の鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止の特例を廃止することとした。（旧関税暫定措置法第八条の四関係）

㈢　鉱工業産品等の特恵税率の引上げ等を行うこととした。（関税暫定措置法別表第三及び第四関係）

2　個別品目の関税率の改正

硝酸バリウム等の関税率の撤廃等を行うこととした。（関税定率法別表関係）

3　暫定関税率等の適用期限の延長等

㈠　平成二三年三月三一日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長することとした。（関税暫定措置法第四条及び第八条関係）

㈡　平成二三年三月三一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

4　関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が改正されたこと等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の改正を行うこととした。（関税定率法別表並びに関税暫定措置法第七条の三、第八条、別表第一、別表第一の三、別表第一の六、別表第一の七、別表第二、別表第四及び別表第五関係）

5　貿易円滑化のための税関手続の改善

㈠　貨物を保税地域等に入れた後にするものとされている輸出申告について、貨物を保税地域等に入れることなく行うことができることとした。（関税法第六七条の二関係）

㈡　貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者に通関手続を委託し貨物を輸出しようとする者及び貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された製造者が製造した貨物を輸出しようとする者に対する特例措置の改善等を行うこととした。（関税法第三〇条及び第六三条等関係）

6　税関における水際取締りの充実・強化

㈠　外国貿易機等の運航者等に対し、その入港の前に、当該外国貿易機等に係る予約者の予約情報等について報告を求めることができることとした。（関税法第一五条、第一五条の三、第二〇条、第二〇条の二、第一一四条の二及び第一一五条の二関係）

㈡　不正競争防止法に規定する技術的制限手段を回避する装置を提供する行為を組成する物品を輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することとした。（関税法第六九条の二及び第六九条の一一関係）

7　納税環境の整備

㈠　関税に関する更正の請求の除斥期間等を延長することとした。（関税法第七条の一五及び第一四条～第一四条の三関係）

㈡　申請に対する処分及び不利益処分の際に理由を示すこととした。（関税法第八八条の二及びとん税法第一〇条の三関係）

㈢　輸入された貨物に係る税関職員の質問検査等に関する規定の整備を行うこととした。（関税法第一〇五条、第一〇五条の二及び第一一四条の二等関係）

8　この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八号）（金融庁）

1　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限（平成二三年三月三一日）を、平成二四年三月三一日までに延長することとした。（附則第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律**（法律第九号）（国土交通省）

一　港湾法の一部改正関係

1　国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港格の追加

港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾である国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾である国際拠点港湾を追加することとした。（第二条関係）

2　直轄港湾工事の対象の追加及び費用に係る国の負担割合の設定

国土交通大臣が行う港湾工事に国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷さばき地に係る港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めることとした。（第五二条関係）

3　港湾運営会社制度の創設

国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定し、運営計画の変更認可その他所要の監督規制を設けることとした。（第四三条の一一～第四三条の二〇関係）

4　港湾運営会社に対する港湾施設の貸付け

国土交通大臣及び港湾管理者は、港湾運営会社に対して、行政財産である港湾施設を貸し付けることができることとした。（第五五条関係）

5　港湾運営会社の株主の議決権の保有制限

地方公共団体等以外の者は、港湾運営会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の一〇〇分の二〇）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこととした。（第四三条の二一～第四三条の二四関係）

二　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正関係

港湾管理者による指定会社の株式の保有義務を廃止し、地方公共団体等以外の者は、指定会社の株式について、保有基準割合以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこととした。（第四条～第四条の四関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第一〇号）（財務省）

1　国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、三〇八億二、〇五〇万特別引出権に相当する金額（改正前は一五六億二、八五〇万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとした。

2　国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、国際復興開発銀行協定第2条第2項(a)に規定する合衆国ドルによる三八億四、四四〇万ドルの範囲内において出資することができることとした。

3　国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、二、一三六万合衆国ドルの範囲内において出資することができることとした。

4　国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、三、三四五億八、四二二万円の範囲内において、出資することができることとした。

5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律**（法律第一一号）（国会）

1　この法律は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民と共に